

別添

改善報告書

平成 18 年 12 月 25 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 西室泰三 殿

グッドウィル・グループ株式会社
代表取締役会長 折口雅博

当社は、平成 18 年 10 月 31 日時点の開示（人材サービス向け投資ファンド「人材サービスファンド」への出資のお知らせ）において、人材サービスファンド投資事業有限責任組合、コリンシアン投資事業有限責任組合、株式会社クリスタルが連結子会社に該当した事実を認識しておらず、その後平成 18 年 11 月 22 日に、人材サービスファンド投資事業有限責任組合、コリンシアン投資事業有限責任組合、株式会社クリスタルが平成 18 年 10 月 31 日時点で連結子会社に該当していた旨の訂正開示を行いました。

当該事実について、適正な情報開示を行えなかったのは、社内管理体制の重大な不備に起因するものと認識しております。したがって、今回の件につきまして、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 22 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出致します。

1 経緯

(1) 発生経緯

今回の不適正な開示に関する経緯は以下のとおりです。

月日	内容
平成 18 年 10 月 23 日	当社取引先の代表者の方から、株式会社コリンシアンパートナーズの代表者の方の紹介を受けました。 同日、株式会社コリンシアンパートナーズが保有する「コリンシアン投資事業有限責任組合」が、株式会社クリスタルの元オーナー一族の保有する株式会社クリスタルの株式の譲渡を受ける前提で、当社に対して「コリンシアン投資事業有限責任組合」に出資しないかという打診を受けました。

<p>平成 18 年 10 月 31 日</p>	<p>当社が「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」に出資し、「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」が株式会社クリスタルの元オーナー一族からクリスタル株式の譲渡を受けた「コリンシアン投資事業有限責任組合式号」に出資することで、結果二つのファンドを介し間接的に株式会社クリスタルの株式持分 67%を当社が保有することになりました。</p> <p>これは、株式会社クリスタルの株式譲渡を決定した元オーナーの同業他社への直接売却を形式的に回避したい等の意向を汲むため、「コリンシアン投資事業有限責任組合式号」からの要請により、ファンドを介すスキームに致したものです。</p> <p>このように、当社は、平成 18 年 10 月 31 日開催の取締役会にて、上記二つのファンドを介することにより株式会社クリスタルの株式持分の 67%を間接的に保有し、将来的には株式会社クリスタルを連結対象子会社化することを目的として、ファンドへの出資を決議致しましたが、当社では株式会社クリスタルの取締役として、当社側よりその過半数が就任することをもって、株式会社クリスタルが当社の連結対象子会社化となるものと判断しておりましたので、この時点においては株式会社クリスタルが連結対象子会社に該当するという認識は持ってありませんでした。</p> <p>また、当社は、平成 18 年 10 月 31 日に「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」に対して 883 億円の出資をし、同日「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」が「コリンシアン投資事業有限責任組合式号」に対し 883 億円全額の出資をしておりますが、ファンドは連結対象子会社には該当しないという認識のもと、両ファンドについては、それらが当社の連結対象子会社に該当するという認識を持っておりませんでした。</p> <p>以上の認識のもと、平成 18 年 10 月 31 日時点では『人材サービス向け投資ファンド「人材サービスファンド」への出資のお知らせ』において、「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」に対し 883 億円の出資をしたことのみを内容とする開示を致しました。</p>
<p>平成 18 年 11 月 18 日</p>	<p>平成 18 年 11 月 6 日付で当社側より株式会社クリスタルの 3 名の取締役が就任し、さらに同月 17 日付で当社側より新たに 3 名の取締役が就任したことにより、当社側より株式会社クリスタルの過半数の取締役（11 名の内 6 名）が就任いたしました。</p> <p>当社は、これをもって株式会社クリスタルが当社の連結対象子会社に該当したものと判断致し、平成 18 年 11 月 18 日付で、『株式会社クリスタルの株式持分の取得による子会社化及び連結対象化等に関するお知らせ』にて、当社の連結対象子会社となった事を開示致しました。</p> <p>なお、「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」及び「コリンシアン投資</p>

	<p>事業有限責任組合式号」については、ファンドは連結対象子会社には該当しないという認識を持っておりましたため、両ファンドについての連結対象子会社化という内容の開示は行っておりませんでした。</p>
平成 18 年 11 月 22 日	<p>平成 18 年 11 月 18 日の開示後、東証より「株式会社クリスタル」及び「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」と「コリンシアン投資事業有限責任組合式号」に関する子会社化の認識についてご指摘を受けました。</p> <p>平成 18 年 11 月 22 日、今回の M&A 案件について当社より当社監査法人の意見を確認したところ、「株式会社クリスタル」及び「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」と「コリンシアン投資事業有限責任組合式号」の子会社化の認識について、それまでの当社の認識が誤っており、平成 18 年 10 月 31 日時点で各社を連結対象子会社化したものと判断すべきであった事を確認致しました。</p> <p>これを受け、平成 18 年 11 月 22 日付にて『「株式会社クリスタルの株式持分の取得による子会社化及び連結対象化等に関するお知らせ」の訂正について』及び『「人材サービスファンド投資事業有限責任組合」と「コリンシアン投資事業有限責任組合式号」の連結対象子会社化に関するお知らせ』の開示を致しました。</p>
平成 18 年 12 月 1 日	<p>平成 18 年 11 月 28 日付で、「株式会社シーテック」と「株式会社コラボレート」の 2 社が特定子会社の異動にあたるとして臨時報告書の提出を行っており、関係法令、適時開示規則等に照らし合わせて、『「株式会社シーテック」と「株式会社コラボレート」の連結対象子会社化に関するお知らせ』にて、両社が平成 18 年 10 月 31 日時点で連結対象子会社となったことを追加開示致しました。</p>

(2) 不適切な開示をした原因

適時開示制度に係る認識不足

今回の一連の問題は、重要な会社情報（子会社の異動）に関する情報開示において、連結対象子会社化に係る支配力基準の考え方を誤っていたこと、ファンドが連結対象子会社に該当するという認識をそもそも欠いていたことなど、子会社異動の概念や会計基準や法務、適時開示規則全般に関する知識が不十分であったことが原因であったと考えております。

当社では過去にも M&A 案件を経験してはありますが、これまでは各案件ごとに外部アドバイザーの関与があったため、当社として主体的に適時開示の要否等について検討を行っていたとは言えないものでした。これに対し、今回の案件においては、これまでのような外部アドバイザーの関与がなかったため、当社内で適切な認識を持ったうえでの必要十分な検討が行われることもなく、一連の不適切な開示に至ったものと認識しております。

内部管理体制の不備

当社では、適時開示においては、原則として広報 IR 部門が適時開示実務及び開示内容の精査や確認を

担当することとなっておりますが、今回の一連の開示においては、当該広報 IR 部門が開示内容の精査や確認を行うことが万全ではありませんでした。

2 改善措置

(1) 再発防止に向けた今後の改善措置

重要な会社情報に関する情報開示社内機能整備について

これまで情報開示実務において、社内確認機能が万全とはいえない状況にありました。

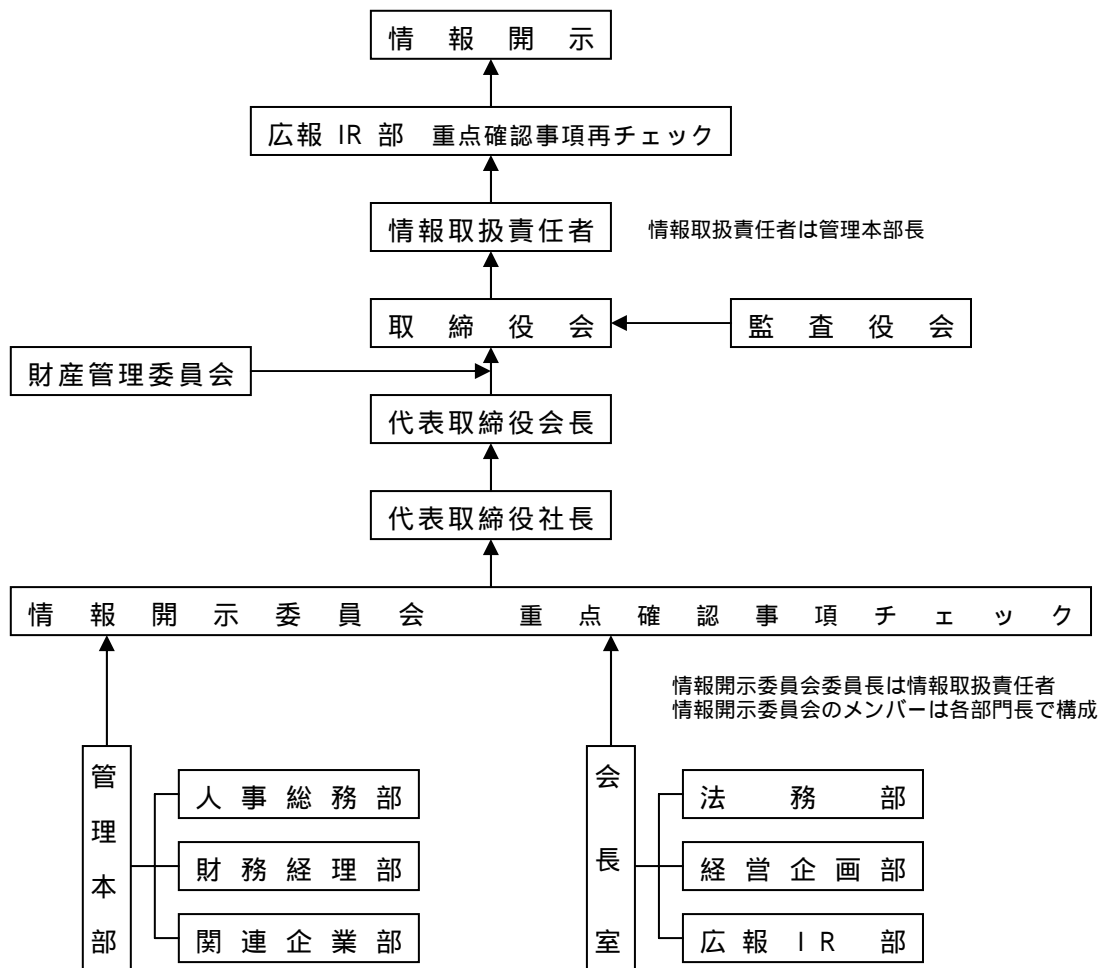
今後は、情報取扱責任者を長とし、各部門長より構成されたメンバーによって「情報開示委員会」を設置し、定期的かつ包括的な確認機能の強化を図る所存です。

(平成 18 年 12 月 25 日設置の情報開示委員会について)

<重点確認事項>

適時開示規則全般に関する確認

新規開示内容の精査



- ・上記フローにそって適切な情報開示を推進致します。
- ・会計基準や適時開示規則、法務全般の知識習得に努め、適時開示の要否等に係る適切な判断が行えるよう、適時開示に係る認識のスキルアップを図ります。
- ・弁護士や監査法人等の外部専門家の意見を必要に応じ適宜参考にするなど、適時開示機能の強化を図ります。

適時開示制度に関する認識の向上

毎月月末に開催予定の当社役員会において、外部専門家を招いての会計基準や適時開示規則、法務全般に関するの熟知及び啓蒙活動を推進するため研修会・勉強会を実施致します。

外部専門家の活用

今回の案件においては、当社内において十分な認識のもとでの必要十分な検討が行われなかったことから、今後は、上記の改善策を講じ当社内での適時開示機能の強化を図るとともに、弁護士や監査法人等の外部専門家に対し、適時開示に当たっての補完・サポート機能として必要に応じ適宜相談をし、その意見を参考にするなど、適時開示機能の強化に取り組んで参ります。

(2) 改善措置の実施スケジュール

改善措置項目	実施時期
外部専門家を招いての勉強会 テーマ：第1回「適時開示制度について」 専門家：大和証券 資料 25 ページ 対象者：純粋持株会社役員会出席者 計 14 名 取締役 3 名、監査役 2 名、執行役員 9 名 今後日程：毎月月末の役員会にて定例実施予定	平成 18 年 12 月 21 日 (実施済)
情報開示委員会の設置 委員会の設置とともに、情報開示の確認機能強化のため情報開示委員会の参加メンバーの知識向上とスキルアップを目的として、外部専門家を招いての会計基準や適時開示規則、法務全般に関するの勉強会を今後定期的に実施予定	平成 18 年 12 月 25 日

今回の件につきましては、投資判断に重大な影響を与える会社情報について、適正に開示が行えなかったことにより、株主、投資家並びに関係各位に対して多大なご迷惑をおかけ致しましたことについて、深く反省しております。

会社情報の適時適切な開示についての重要性を再認識するとともに、このような事態が再発しないよう、適時開示機能の整備に努めてまいります。

以上